

## [別紙 1] 日本財団が行う、主な造船関係貸付事業の内容概略

### 【一般設備資金又は一般運転資金貸付制度】

- 1) 貸付資金種類：[一般設備資金] 船台、ドック・工場・事務所・機械・船舶などの設備に必要とする資金、及び、土地取得資金（造船関係事業の用に供しない土地は対象外）、鉄道・運輸機構との共有船建造資金、環境規制(CO2・SOx・NOx排出規制)に対応する船舶の改修資金 [一般運転資金] 資材仕入・販売・加工・製造・諸経費支払いに必要な資金
- 2) 貸付期間：一般設備資金／15年以内、一般運転資金／5年以内
- 3) 利率：年 1.6 %以内（全期間固定金利、6ヶ月後払い）
- 4) 利用対象者：造船業・造船関連工業・海運業（機構共有船建造資金・船舶改修資金に限る）・マリーナ等の事業者
- 5) 貸付金限度額：一般設備資金／20億円（財団が認める場合は40億円）、一般運転資金／10億円（財団が認める場合は20億円）・所要資金額の80%以内

### 【低・脱炭素船舶建造資金貸付制度】（2025年度の募集予定額は150億円/年 内訳：新燃料船建造 100億円、新燃料船以外の船舶建造 50億円）

- 1) 融資対象者：新燃料船（LNG・アンモニア・水素を主機関の燃料とする船舶）、又は海事産業強化法に基づく「特定船舶導入計画」認定を受けた船舶を建造する事業者
- 2) 融資金の限度額：所要資金の80%以内（鉄道・運輸機構の共有船は機構の持ち分を控除した金額以内）で新燃料船は1隻20億円以内。1事業者1年度40億円以内、新燃料船以外は1隻10億円以内、1事業者1年度20億円以内
- 3) 事業者への融資利率：0%（無利利息融資）
- 4) 融資期限：4年以上18年以内。当初3年6ヶ月以上4年以内の元金返済据置期間あり
- 5) 取扱経費：財団から取扱金融機関に、年1%+消費税を支払う